

5/30 住民説明会
資料2（参考資料）

第二中学校等複合施設

基本構想

令和5年5月

弘前市教育委員会

目次

はじめに

第1章 第二中学校の概要

| | |
|----------------|---|
| 1. 沿革 | 1 |
| 2. 現在の生徒数と将来予測 | 1 |
| 3. 学校経営方針 | 2 |
| 4. 施設概要 | 3 |

第2章 整備の条件

| | |
|-----------|---|
| 1. 計画地の概要 | 4 |
| 2. 整備概要 | 5 |

第3章 基本構想

| | |
|----------------------|----|
| 1. 基本方針 | 6 |
| (1) 学校施設整備の方針 | 6 |
| (2) 公共施設整備の方針 | 7 |
| (3) 配置計画 | 7 |
| (4) 整備期間中の学習・生活環境の確保 | 8 |
| 2. 基本計画 | 9 |
| (1) 学校施設（校舎） | 9 |
| (2) 公共施設 | 11 |
| (3) 屋外環境、設備 | 12 |

はじめに

弘前市立第二中学校は、昭和42年に旧藤代中学校と旧第二中学校が統合して発足し、昨年、創立75年を迎えた歴史ある学校です。

「校舎」は、築50年以上が経過し、柱や梁などの建物の躯体部分をはじめ、屋根、外壁、設備などの老朽化が進んでいることから、令和7年度の建て替え工事への着手を予定しています。

さらに、建て替えにあたっては、既存施設の有効活用と施設総量の適正化・適正配置のため、学区内の公共施設を集約し、第二中学校と複合化することを予定しています。

第1章 第二中学校の概要

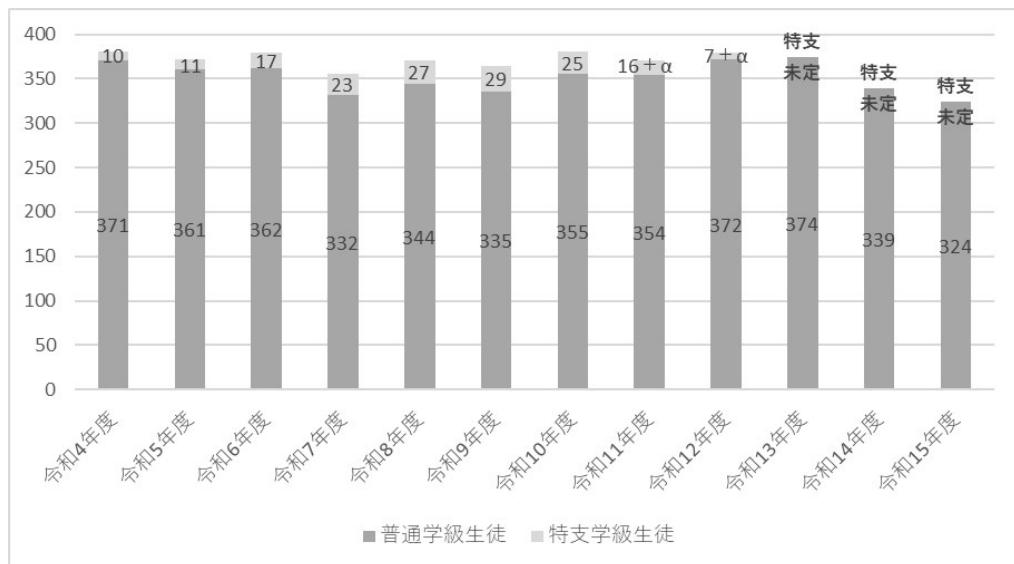
1. 沿革

| | |
|----------|--------------------|
| 昭和22年4月 | 藤代中学校、第二中学校創立 |
| 昭和42年4月 | 統合した第二中学校として発足 |
| 昭和43年4月～ | |
| 昭和45年3月 | 普通教室棟・特別教室棟・管理棟 新築 |
| 昭和51年1月 | 特別教室棟 増築 |
| 昭和53年3月 | 普通教室棟 増築 |
| 平成6年3月 | 武道場 新築 |
| 平成13年3月 | 屋内運動場 改築 |

2. 現在の生徒数と将来予測

第二中学校の生徒数は、概ね370人前後で推移するとみられています。

クラス数については、1学年3学級ないし4学級、特別支援学級が考えられます。



※令和4年度の生徒数は5月1日現在です。

※令和5年度以降の生徒数は、令和4年5月1日現在の第二中学校及び中学校区内各小学校の児童数に基づく推計であり、令和5年度以降の特別支援学級の児童の入学者数や、異動による社会増減等は反映していません。

3. 学校経営方針

(1) 教育目標・努力目標

教育目標 高い理想を持ち、生き生きと、協力し、人の役に立つ

進んで学び、粘り強く学び続ける生徒（知）

努力目標 仲よく、思いやりの心を実践する生徒（徳）

心身ともに健康で、生き生きした生徒（体）

(2) 目指す学校像

安心して登校（入学）でき、満足して下校（卒業）できる学校

安心して登校できる学校とは、いじめのない学校、不登校生徒の出ない学校、登下校を含む学校生活で安全が確保されている学校です。

また、満足して下校できる学校とは、落ち着いた学習環境の中で「分かった、できた」という充実感が得られる学校、部活動や生徒会活動、学校行事などで自主的・意欲的な参加による達成感や帰属感などが得られる学校です。

(3) 学校経営の基本方針

目をかけて、耳を傾けて、やさしく教え、じっくり育てる

(4) 学校経営の重点（抜粋）

■安心して登校できる学校づくりに向けて

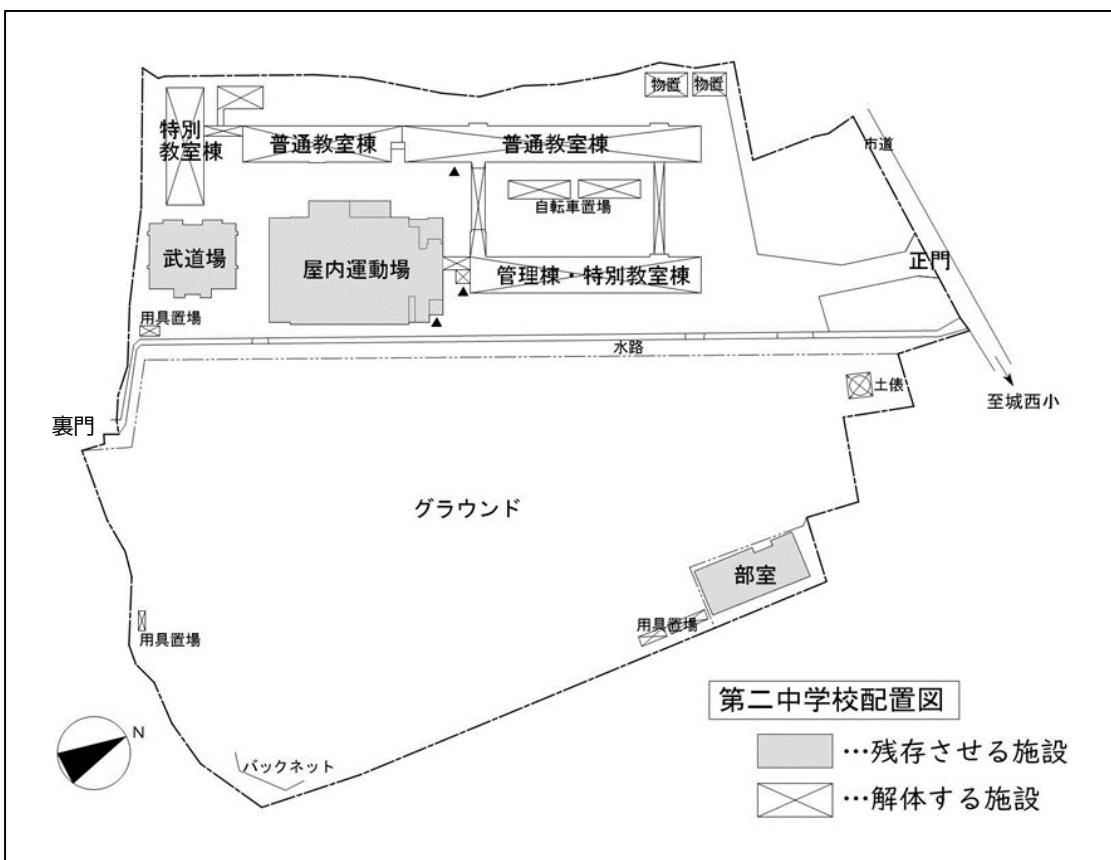
- ①困ったときにいつでも相談できる「生活集団づくり」
- ②生活習慣（二中基準）を育成するための具体的な取組
- ③人間の多様性を認識し、命を大切にする道徳教育の推進
- ④生徒理解等に基づいた教育相談の充実
- ⑤問題行動への適切な初期対応と積極的な生徒指導の推進
- ⑥家庭と連携し、健康で安全な生活ができる生徒の育成
- ⑦精神的にも環境面でも安全・安心な学校づくり

■満足して下校できる学校づくりに向けて

- ①困ったときにいつでも相談できる「学習集団づくり」
- ②学習習慣（学校・家庭）を育成するための具体的な取組
- ③自主的な態度を育て、話合いができる学級活動の推進
- ④主体性を生かした創意工夫ある生徒会活動・委員会活動の充実
- ⑤自己理解を深め、主体的に進路選択できる生徒の育成
- ⑥郷土に対する愛着心と郷土を追求し発進する力の育成
- ⑦一人一人の教育的ニーズに基づいた適切な指導・支援の充実

4. 施設概要

敷地面積：31,597m²（建物敷地：13,910m²+屋外運動施設：17,687m²）



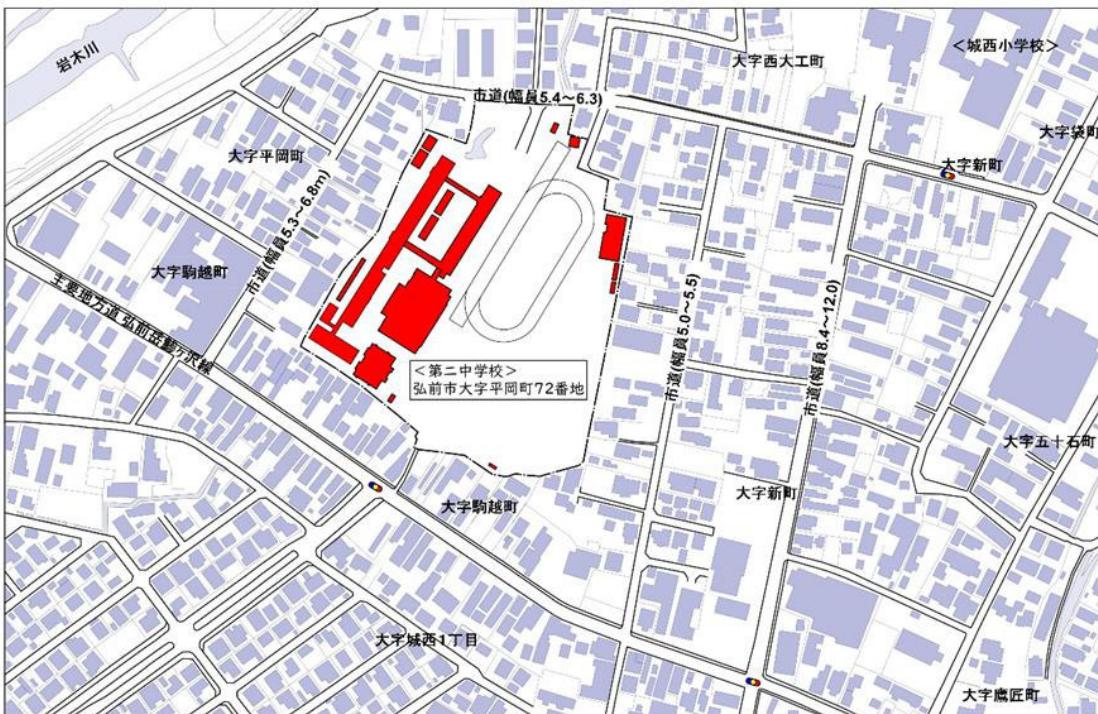
| 主な施設 | 校舎 | 屋内運動場 | 武道場 |
|------|-----------------------|---------------------|---------------------|
| | | | |
| 建築年 | 昭和43年（最も古い棟） | 平成13年 | 平成6年 |
| 築年数 | 54年（最も古い棟） | 21年 | 28年 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 鉄骨造 | 鉄骨造 |
| 階数 | 3階建 | 2階建 | 1階建 |
| 延べ面積 | 6,381m ² | 1,524m ² | 450m ² |
| 健全度※ | 平均36/100点 (広範囲に劣化) | 75/100点 (部分的に劣化) | 75/100点 (部分的に劣化) |

※弘前市学校施設個別施設計画（令和4年11月変更）より

※建物の屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指数で、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示します。

第2章 整備の条件

1. 計画地の概要



(1) 所在地

弘前市大字平岡町 72 番地

(2) 敷地面積

31, 597 m²

(3) 地域地区等

用途地域 第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）

防火地域 指定なし（建築基準法第22条区域）

その他 弘前市眺望景観保全区域

(4) 防災に関する区域

| 施設名 | 想定最大 浸水深 | 指定 避難所 | 地震時に 開設予定 の避難所 | 指定緊急避難場所 (○:避難可能 ×:避難不可) | | | | |
|-------|----------------|------------|----------------------|-----------------------------|----|----|----|----|
| | | | | 洪水 | 土砂 | 地震 | 火事 | 火山 |
| 第二中学校 | 0.5~3.0m 未満 | ○ 地震時のみ | ○ 不足時開設 | × | ○ | ○ | × | ○ |
| グラウンド | 0.5~3.0m 未満 | × | | × | ○ | ○ | ○ | × |

※地震時に優先して開設する指定避難所は「城西小学校、西小学校、三省小学校、致遠小学校」

※指定避難所：災害時に避難生活を送ることができる施設

※指定緊急避難場所：危険が迫った場合に一時的に避難できる施設

2. 整備概要

(1) 概算工事費

※現時点未定です。

(参考) 石川小・中学校等複合施設（延べ面積 約 7,400 m²）：約 40 億円

(2) 施設規模

校舎：延べ面積 6,900 m²程度を目安とします。

公共施設*：延べ面積 400 m²程度を上限とします。

※「勤労青少年ホームで行われている地域活動に対応した機能の一部」と「城西老人福祉センターの機能の一部」を集約

(参考)：集約する公共施設

| 施設名 | 勤労青少年ホーム | 城西老人福祉センター |
|-------|---|--|
| | | |
| 所在地 | 五十石町 7 番地 | 城西四丁目 1 番地 3 |
| 設置目的 | 勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図るため。 ※現在は、集会所機能を持つ公共施設として利用されています。 | 高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。 |
| 主な利用者 | 下町地区を中心とした町会関連団体、サークル団体等 | 城西地区を中心とする 65 歳以上の高齢者 |

(3) 整備スケジュール（予定）

令和 4 年度 耐力度調査

令和 5 年 10 月～ 基本・実施設計着手*

学校用地測量

令和 7 年 9 月～ 建替工事

令和 9 年二学期～ 新校舎供用開始

※地域の意見を取り入れるため、ワークショップの開催を予定しています。

※仮設校舎の建設・解体を要する場合であっても、新校舎の供用開始は令和 9 年二学期とします。

第3章 基本構想

生徒の教育の場にふさわしい施設機能を確保するとともに、近隣公共施設を集約し、地域の活動の拠点となる施設整備を行うため、基本的な事項を「基本方針」として定めています。

また、基本方針を具現化するにあたり、各部屋や廊下、階段など部分ごとに、基本的な事項を「基本計画」として定めています。

1. 基本方針

(1) 学校施設整備の方針

テーマ1：心身ともに健康でいられる学校

～健康的かつ安全・安心で豊かな施設環境の整備～

- ①学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、生徒の健康と安全・安心を確保した施設とする。
- ②生徒の健康や校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に十分配慮するほか、保健衛生にも配慮した施設計画とする。
- ③生徒がゆっくり過ごしたり落ち着いたりすることができる居場所となるよう、また、空間への愛着を育むことができるよう、内装に木材を使用するなど温かみのある生活空間とする。
- ④保健室、教育相談室、不登校生徒に配慮した支援スペース、保護者等のための相談スペース等のカウンセリング機能を充実させる。
- ⑤災害時において、生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開が可能となるよう計画する。

テーマ2：生徒一人一人の個性を育む学校

～高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備～

- ①生徒一人一人の主体的な活動を支援する工夫や生徒の持つ豊かな創造性を発揮できる空間を整備する。
- ②ティームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習、個別学習や少人数指導による学習、グループ学習、複数学年による学習等の活動及び生徒の学習の成果の発表など、多様な学習内容・学習形態に対応できる施設とする。
- ③快適に学習・生活できるよう、場に応じた材料、色彩計画、適切な室内環境や吸音・遮音性等を備えた施設環境とする。
- ④ICTを日常的に活用できる高機能かつ多機能な学習環境とする。
- ⑤障がいのある生徒と障がいのない生徒とが、各々の生徒の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができる施設とする。

テーマ3：みんなに優しい学校

～誰もが安心して使いやすく、持続可能な施設環境の整備～

- ①障がいのある生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができ、障がいのある生徒と障がいのない生徒が共に学ぶことができるよう、スロープや手すり、トイレ、出入口、エレベーター等のバリアフリー化を行う。
- ②ユニバーサルデザインを採用するなど、様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、学校開放の運営と維持管理が容易な施設として計画する。
- ③地震時の避難所として必要となる機能を備えた施設とする。
- ④脱炭素社会の実現に向けて、施設のライフサイクルを通じた環境負荷の軽減や、自然との共生等を考慮した施設とする。
- ⑤地域活動の拠点となる公共施設を複合化し、生徒と高齢者などの地域住民双方が使いやすい施設として計画する。

（2）公共施設整備の方針

- ①勤労青少年ホームで行われていた地域活動に対応した機能の一部と城西老人福祉センターの機能の一部を集約し、新たな地域活動の拠点となる公共施設を第二中学校と複合化し、整備する。
- ②公共施設の複合化にあたっては、公共施設専用スペースを整備するとともに、生徒の安全面や防犯面など学校生活に支障のないよう配慮しながら、学校と公共施設間の相互利用、共同利用等による多機能化を図る。
- ③構造や意匠、設置する設備などは学校と統一感をもたせた整備とする。

（3）配置計画

①校舎・公共施設

- ・敷地の有効利用に配慮する。
- ・防犯及び事故防止の観点から、死角が生じないように配置を計画する。
- ・周辺住宅等との間で、日影やプライバシー、音等における相互の影響に配慮する。
- ・日常の通行や災害時の避難において、生徒等が安全に移動できるよう計画する。
- ・屋外運動施設への日照に支障を生じることのないよう配置する。
- ・景観や町並みの形成に配慮した建物として計画する。
- ・建物の周囲に、緊急時の避難、施設の維持修繕、冬期間の堆雪等に必要な一定の空間を確保する。
- ・水害発生時に、生徒・教職員・公共施設利用者の安全確保が図られる施設の使い方、部屋等の配置とする。
- ・校舎から屋内運動場・武道場に移動する際、屋外に出ることなく、円滑に移動できるよう計画する。
- ・校舎は、建物内から岩木山が望める配置を計画する。
- ・校舎と公共施設の相互利用、共同利用等による多機能化、円滑な管理運営を図るために同一棟（渡り廊下等での連結を含む。）で整備する。

②屋外運動施設（※新校舎が現在地と異なる場所に建設される場合）

- ・校舎からの動線等を考慮し、生徒の円滑な利用が図られる位置に配置する。
- ・災害時においても安全性を確保することのできる位置に配置する。
- ・周辺住宅等へのほこり等の影響ができるだけ避けることができ、また、住宅等との間で相互のプライバシー等に支障を生じることのない配置とする。

③駐車場

- ・学校関係者と公共施設（学校の共用部分を含む。）利用者とでエリア分けして計画する。
- ・公共施設利用者用のエリアは、公共施設に隣接する位置に配置する。
- ・スクールバスや生徒送迎用自家用車、公共施設利用の車両などが安全に駐停車、転回できるとともに、生徒が安全に乗降できる計画とする。
- ・車両の経路と生徒の動線を分離させるなど、生徒の安全確保に配慮した計画とする。
- ・建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす使用者等の利用する駐車場を確保する。
- ・校舎内や周囲からの見通しに配慮して配置する。

④駐輪場

- ・生徒数に応じた面積を確保することとし、正門、裏門及び昇降口との連絡のよい位置に配置する。
- ・校舎内や周囲からの見通しに配慮して配置する。

⑤正門、裏門

- ・生徒の安全性や来訪者の利便性等が向上するよう配置する。

⑥その他

- ・校地内にある「哲学の森」や正門の桜の木などの第二中学校のシンボルや、記念碑などの歴史を伝えるものは、必要に応じて移設等し、可能な限り、後世に継承していく。

（4）整備期間中の学習・生活環境の確保

- ・適切な事故防止策を講じるとともに、工事に伴う車両等の出入り、騒音、振動、ほこり等の発生により、生徒の健康や安全及び学習や生活に支障の生じることのないよう十分配慮する。特に、情緒障がい、自閉症または ADHD 等の生徒に対して、騒音、振動等の刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮する。
- ・整備工事により使用できなくなる施設がある場合は、生徒や教職員、学校開放利用団体等の活動に支障の生じることのないよう代替施設を確保する。

2. 基本計画

室数、面積及び要望事項については、事業者の設計コンセプトに応じて一定の増減や変更が可能なものとします。

(1) 学校施設（校舎）

| 区分 | 教室名等 | 室数 | 1室面積 (m ²) | 床面積 (m ²) | 要望事項 | 地域との共用 |
|-----------------------|---------------|--------|---------------------------|--------------------------|--|--|
| 学習関係諸室 | 普通教室 | 12 | 74 | 888 | <ul style="list-style-type: none"> ・教室内部や教室周辺部の日常的に目の届く位置に、十分な大きさの生徒用収納棚を設ける ・十分な面積の掲示板を設ける | |
| | 多目的スペース | 3 | 200 | 600 | <ul style="list-style-type: none"> ・普通教室に近接させて配置する ・各学年が学年集会を行えるよう配慮する | |
| | 特別支援学級 関係室 | 特別支援教室 | 5 | 37 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのない生徒との日常的な交流に配慮した配置とする ・静かな学習環境の確保に配慮する ・教室内部や教室周辺部の日常的に目の届く位置に、十分な大きさの生徒用収納棚を設ける ・十分な面積の掲示板を設ける | |
| | | | | | | |
| | 特別活動室 | 1 | 74 | 74 | <ul style="list-style-type: none"> ・静かな学習環境の確保に配慮する ・弾力的な利用のための可動間仕切りを設置する | |
| | 理科教室 | 1 | 105 | 105 | | |
| | 物理室 | 1 | 105 | 105 | | |
| | 準備室 | 1 | 65 | 65 | | |
| | 音楽教室 | 第一音楽室 | 1 | 120 | 120 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の利用に配慮し、公共施設に近接させて配置する。 ・遮音性能を備えた部屋とする |
| | | 第二音楽室 | 1 | 100 | 100 | |
| | | 準備室 | 1 | 65 | 65 | |
| | 美術教室（準備室含む） | 1 | 130 | 130 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の利用に配慮し、公共施設に近接させて配置する。 ・作品陳列スペースを設ける | ○ |
| | 技術教室 | 1 | 160 | 160 | | |
| | 家庭科室 | 調理室 | 1 | 100 | 100 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の利用に配慮し、公共施設に近接させて配置する。 |
| | | 被服室 | 1 | 100 | 100 | |
| | | 準備室 | 1 | 50 | 50 | |
| | 視聴覚教室（資料室含む） | 1 | 105 | 105 | | |
| | 図書室 | 1 | 140 | 140 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の活動範囲の中心的な位置に配置する ・生徒が居場所にできる小空間・コーナー等の空間を設ける | |
| | 教育相談室 | 3 | 30 | 90 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健室に近接させて配置する ・生徒や保護者が立ち寄りやすく、静かで落ち着いて相談できる配置とする。 ・不登校生徒の支援で利用することを想定し、他の学習空間から独立した場所に配置する | |
| 教材・教具の 作成・収納空 間 | 教材室 | 3 | 35 | 105 | <ul style="list-style-type: none"> ・1学年に1部屋設ける | |
| | 教具室 | 1 | 35 | 35 | | |
| | 生徒会室 | 1 | 35 | 35 | | |
| | 多目的教室 | 1 | 74 | 74 | | |
| | 特別活動室 | 2 | 74 | 148 | | |
| 計 | | 45 | | 3,579 | | |

| | | | | | | |
|-------|---------|----|-----|-------|---|--|
| 管理関係室 | 校長室 | 1 | 65 | 65 | ・応接や各種資料等の保管に配慮する | |
| | 職員室 | 1 | 170 | 170 | ・生徒の登下校の様子が見える配置とする | |
| | 事務室 | 1 | 35 | 35 | ・校長室、職員室、来訪者用玄関等との連絡のよい位置に配置する | |
| | 技能主事室 | 1 | 35 | 35 | | |
| | 保健室 | 1 | 100 | 100 | ・屋内外の運動施設との連絡がよい位置に配置する ・救急車などが容易に近接できる位置に配置する ・シャワーユニット、洗濯機、汚物流し、給湯設備設置を設置する | |
| | 会議室 | 1 | 90 | 90 | ・職員室に近接させて配置する | |
| | 放送室 | 1 | 25 | 25 | ・職員室に隣接させて配置する | |
| | 教職員用更衣室 | 2 | 12 | 24 | ・職員室に近接させて配置する | |
| | 印刷室 | 1 | 30 | 30 | ・職員室に隣接させて配置する | |
| | 書類保管室 | 1 | 20 | 20 | ・職員室に近接させて配置する | |
| | 給食準備室 | 3 | 30 | 90 | ・各階に設置する ・1階に給食搬入者用シャッターを設置する ・給食用昇降機を設置する | |
| | 倉庫 | 1 | 20 | 20 | | |
| | 備蓄倉庫 | 1 | 35 | 35 | ・想定される災害に対して安全な場所に設置する | |
| | 計 | 16 | | 739 | | |
| | | | | | | |
| 共用部 | 昇降口 | — | — | — | ・来訪者にわかりやすい位置に設置する ・生徒用と来訪者用を分けて設置する ・風除室を設ける ・スロープ、電子錠ドア、防犯カメラを設置する | |
| | トイレ | — | — | — | ・生徒の人数と分布に配慮した配置、個数とする ・性的少数者（LGBTQ）や、避難所開設時の高齢者、障がい者等の要配慮者の利用を踏まえたトイレとする | |
| | 手洗い場 | — | — | — | ・生徒の人数と分布に配慮した配置、個数とする ・自動水栓とする | |
| | 廊下 | — | — | — | ・生徒が気軽に休憩、談話等に利用することのできる小空間等を配置する ・掲示物を掲示しやすいよう配慮する | |
| | 階段 | — | — | — | ・吹抜け等に面した階段では、転落事故防止のための防護措置を講ずる | |
| | 計 | | | 2,578 | | |
| 合計 | | | | 6,896 | 6,900m ² 程度を目安とする。 | |

(2) 公共施設

| 区分 | 部屋名等 | 室数 | 1室面積 (m ²) | 床面積 (m ²) | 要望事項 | 学校との共用 |
|------|--------------|----|---------------------------|--------------------------|---|--------|
| 公共施設 | 集会室 | 4 | 50 | 200 | <ul style="list-style-type: none"> 各室は、遮音性の高い可動式間仕切りで区分し、間仕切りを開放することで100名程度の会合でも使用できる部屋とする 各室では、集会だけでなく、ダンスや体操・卓球など体を動かす活動や発声を伴う活動など多目的に利用されることを想定している 間仕切りでの遮音性の確保が困難な場合は、1室は独立させる 床材はフローリング床とする | ○ |
| | 倉庫（集会室に附属） | 4 | 10 | 40 | <ul style="list-style-type: none"> 各集会室で使用するテーブルやイス、卓球台やマット等備品を保管する | |
| | 交流スペース（ロビー） | 1 | 50 | 50 | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設利用者が休憩など気軽に自由に利用したり、小規模なイベント等を開催できるスペースとする | |
| | 事務室 | 1 | 15 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> 玄間に隣接し、施設利用の受付を兼ねる室とする 学校との接続部分が視界に入る位置とする 2名分の事務机、ロッカーを配備する | |
| | 給湯室 | 1 | 10 | 10 | | |
| | 倉庫 | 1 | 10 | 10 | | |
| | 玄関 | — | — | — | <ul style="list-style-type: none"> 学校とは別に設置する 風除室を設ける 下駄箱を設置する 公共施設利用者用の駐車スペースに隣接させる | |
| | トイレ（男・女・多機能） | 1 | 30 | 30 | | |
| | 廊下 | — | — | — | | |
| | 共通 | — | — | — | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設はワンフロアとする 2階以上に設置する場合は、エレベーター及び階段を設置する 公共施設と学校との接続部分は、施錠できる扉等で明確に区分する 公共施設利用者が学校における地域との共用部分（音楽教室、美術教室、家庭科室）も利用しやすいような位置関係とする | |
| 合計 | | | | 400 | 400m ² 程度を上限とする。 | |

(3) 屋外環境、設備

| 区分 | 名称 | 要望事項 | 学校との共用 |
|------|--------|---|------------------------|
| 屋外環境 | 駐車場 | ・学校関係者スペース ・公共施設利用者スペース | |
| | 駐輪場 | ・学校関係者スペース | ・屋根付きとする ・400台程度とする |
| | | ・公共施設利用者スペース | ・20台程度とする |
| | 正門 | ・生徒等の通行と公共施設利用者の車両の出入り等に配慮し、十分な幅の通行部分を確保する ・不審者侵入対策のため、防犯設備を設置する | |
| | 裏門 | ・地域の公的な施設としてふさわしい意匠とする ・不審者侵入対策のため、防犯設備を設置する ・自転車の通行を可能とする | |
| | 屋外運動施設 | ・少なくとも現在と同規模(17,687m ²)程度を確保する | |
| | 共通事項 | ・設備機器・システムは、環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画する | |
| 設備 | 照明設備 | ・エネルギー消費量及び光熱費の削減を図るため、高効率設備とする ・各部屋等の利用内容、利用時間帯等に応じ必要となる照度が確保でき、見やすくまぶしさのない照明器具を設置する | |
| | 受変電設備 | ・想定される災害に対して安全な場所に設置する | |
| | 空気調和設備 | ・エネルギー消費量及び光熱費の削減を図るため、高効率設備とする ・操作・制御装置は、操作しやすい仕様とする ・各室の壁、開口部などの断熱化、室形状、自然の通風条件等と併せ総合的に計画する | |
| | 防犯設備 | ・生徒等の安全確保に必要な箇所に防犯カメラを設置し、職員室や事務室など複数の部屋で常時確認できるよう計画する | |
| | 防災設備 | ・自家発電設備を想定される災害に対して安全な場所に設置する | |